

総合労働協約改訂等 団体交渉開始

J R 四国労組は本日、申第4号「総合労働協約改訂等」及び申第5号「平成30年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について団体交渉を開催し、組合側の要求実現に向けて主旨説明を行った。

【組合側の主旨説明】

ジェイアール四国バスを取り巻く経営環境は、他バス事業者との競争激化や軽油価格の変動、さらにはLCCの就航動向など、依然先行き不透明な状況が続いている。

しかしながら、J R 四国労組は「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から、職場の活性化と勤労意欲の高揚を図るため、総合労働協約の改訂による労働条件改善は極めて重要であると認識している。

以上の主旨を踏まえ、総合労働協約改訂等について下記のとおり申し入れる。

【労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 2 当面、年間休日を107日にされたい。
- 3 自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。
- 4 新規採用時の年休付与日数を増やされたい。
- 5 次の各項目について、保存休暇の使用範囲とされたい。
 - (1) 退職日の1ヶ月以内の必要な日
 - (2) 昇職・昇格試験の必要な日
- 6 私傷病により保存休暇の適用を受ける場合は、欠勤継続日数に関係なく適用とされたい。
- 7 有給休暇に次の項目を加えられたい。
 - (1) 厚生労働省や医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
 - (3) 勤続20年に達した組合員のリフレッシュのための日
 - (4) 看護休暇及び介護休暇
- 8 忌引きによる休暇において、姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行の際に「喪主」となる場合は、血族に準じて取り扱われたい。
- 9 育児・介護休暇取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。
- 10 育児休職、育児短時間勤務及び子を養育する場合の保存休暇適用の年齢条件を「小学校の就学の始期に達するまで」に引き上げるとともに、看護休暇適用の子の年齢条件を「小学校3年まで」に引き上げられたい。
- 11 深夜帯の実乗務時間を3時間以上含む場合はすべて2人乗務とされたい。

J R 四国労組 自動車支部 ニュース

平成30年8月28日 (No.15/2)

発行責任者/中濱 斉

編集責任者/嶋田 剛好

【賃金関係】

- 12 第111条 別表5にある年令給表の見直しをされたい。
- 13 第112条 別表6にある職能給表の見直しをされたい。
- 14 第132条 家族手当に定める3人目以降の子の支払額を増額されたい。
- 15 第135条 自動車等で通勤する場合の支払額を増額されたい。
- 16 第136条 第2号 持ち家住宅手当を増額されたい。
- 17 第140条 デスク手当 別表9に定める運転係(指導運転士等)の支払額を拡大されたい。
- 18 第147条の2 長時間行路手当は13時間を超える時間ではなく、行路の拘束時間すべてに支給されたい。
- 19 第165条に定める別居手当の月額を増額されたい。
- 20 宿泊手当を新設されたい。

【安全及び衛生関係】

- 21 交替運転者の配置基準にある「距離による考え方」の適用において、回送を含めた1日の走行距離の上限を600kmとされたい。
- 22 定期健康診断受診は、勤務時間とされたい。
- 23 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の治療費を会社負担とされたい。
- 24 紫外線を透過させない効果のある眼鏡の使用を認められたい。

【福利・厚生関係】

- 25 人間ドックの補助金給付対象年齢を引き下げられたい。
- 26 社員割引の回数制限を拡大されたい。

【諸制度関係】

- 27 昇職・昇格試験の二次試験については勤務とされたい。
- 28 年金満額支給開始年齢まで、組合員(社員)として勤務できる制度を併設されたい。

【準組合員】

【勤務関係】

- 1 無期雇用契約転換者に対する制度全般について改善されたい。
- 2 忌引休暇日数や生理休暇等の有給適用やその日数、また各種制度や手当等の支払額において、組合員(社員)と差があるものについては同一とされたい。
- 3 定年退職再雇用者の自動車乗務員に対する勤務は、1日平均労働時間を短縮した行路の新設や他系統職種の展開など、選択肢の拡大を図られたい。

【申第5号「平成30年度準組合員(契約社員)の賃金引き上げ」について】

- 1 契約社員(月給・日給適用者)の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 契約社員(時給適用者)の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。
- 3 実施日は平成30年10月1日とされたい。

J R 四国労組 自動車支部 ニュース

平成30年8月28日 (No.15 / 3終)

発行責任者 / 中濱 斉

編集責任者 / 嶋田 剛好

《主な交渉内容》

【組合側】

- ☆ 組合員はこの間、「安全・安心輸送」を第一義に、効率化施策等に協力するとともに、事業計画の共有化に努め、収入の確保に取り組んできた。この組合員の懸命な努力に応えるべく、諸制度の改善を要請する。
- ☆ 勤労意欲高揚のためにも年令給表や職能給表の改善を強く要請する。
- ☆ ワークライフバランスの充実、育児等に対する支援も必要である。
- ☆ 準組合員（定年退職再雇用契約社員・契約社員）の労働力は大きいものがある。組合員同様に賃金改善及び、諸制度の改善を図るべきである。

【会社側】

- ★ 7月の西日本豪雨時には405便が運休し、さらに8月の台風20号の影響により68便が運休するなど、関係する路線の収入が大きく減少した。しかしながら、お客様に被害を与えることなく安全・安心輸送を提供できたことは、安全最優先での運行計画に取り組んだ結果であると考えます。
- ★ 貴側から要請のある「社員の健康維持管理」に関する要求項目への対応の一環として、会社はこの間、全額会社負担で脳健診を実施し、69名が受診を終了した。引き続き、対象者のうちの希望者に実施していく予定である。
- ★ 当社を取り巻く環境は、他高速バスとの競争激化等により決して楽観視できるような状況にはないが、その他、貴側から申し入れのあった要求項目については、会社の体力、社会的すう勢、要求主旨等を勘案し、今後検討していきたい。

なお「総合労働協約改訂等」及び「準組合員の賃金引き上げ」についての交渉終了後、「社員登用試験の受験資格の特例扱い」について会社より説明があった。

内容は、「社会的に職業運転手の人手不足の情勢は厳しく、今後とも一層の拍車がかかるものと想定され、今後の当社における運転係の確保を勘案し、比較的短期に社員登用試験受験の機会を提供することによる人材の確保、就業の定着をねらいとして、現行は登用を行う4月1日時点で1年6箇月以上あることとなっている経過年数を、登用を行う4月1日時点で6箇月以上あることに見直す。ただし平成31年4月1日登用者選考に係る登用試験の受験資格に限る取扱いとする。」

また、「実施時期は平成30年10月1日以降に実施する社員登用試験に適用する。」というものであった。

組合は持ち帰り業務対策委員会を開催し、今回提案があった「社員登用試験の受験資格の特例扱い」については了承し、諸制度の改善及び準組合員の賃金引き上げについては、引き続き粘り強く交渉を継続していくことを確認した。

以上